

資料 1

議 事 録

件 名	第 3 回宜野湾市上下水道料金等審議会
開催日時	令和元年 8 月 5 日 (月) 1 0 時 0 0 分～1 1 時 1 5 分
開催場所	上下水道局 2 階会議室
出席者 (□は欠席者)	<p>■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員</p> <p>□森田進委員 □波平道子委員 ■宮城恵美子委員 (事務局)</p> <p>■石川次長兼業務サービス課長 ■與那原総務企画課長</p> <p>■呉屋下水道施設課長 ■高宮城水道施設課長</p> <p>■徳田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係 (事務局)</p>

内 容	
事務局	これより、第 3 回宜野湾市上下水道料金等審議会を開会する。
会長	<p>まず初めに会の成立について報告する。宜野湾市上下水道料金等審議会規程第 6 条第 2 項の規定により過半数の委員の出席が認められる為、本審議が成立することを報告する。</p> <p>それでは、平会長に進行を願いたい。</p> <p>会を進行する。</p> <p>まず初めに、第 2 回審議会における決定事項について確認する。</p> <p>第 2 回審議会において、下水道使用料の増額改定について全会一致で決定したことを確認する。</p>
委員	異議なし。
会長	次に、事務局より本日提出の資料の説明を願いたい。
事務局	【資料 2-1～2-5、資料 4-1、4-2 について説明】
会長	それでは審議に入る。事務局の説明に対し、質問、意見、資料請求等のある委員は挙手を願う。
委員	資料のパターンが多いため、この中から消去法で残していく方が良いのではないか。

	<p>また、大型スーパーや宿泊施設等の使用水量の多い施設の負担が大きくなると、そこから意見がでてくると思う。水量が多い為、使用料は年間でかなりの金額になる。月に10万前後の負担増なら仕方ないと思うが、それ以上だと非常に厳しいと考える。</p>
委員	<p>公共料金については、「広く薄く公平に」が原則である。特定の使用水量の部分だけ値上げすると説明がつかない。資料2-5に絞って値上げ幅にメリハリをつけるとか、いかに公平を図りながら改定をするかが大切である。</p>
会長	<p>使用水量の多い所は、元々の単価が高くなっている。その為、上げ幅を少し圧縮する等の工夫が必要と考える。</p>
委員	<p>この5パターンの資料の中で、基本使用料を引下げの案、据え置きする案があるがそちらについて意見はあるか。</p>
事務局	<p>基本使用料を引下げたところで喜ぶ人がどれだけいるか疑問である。私はそう多くないと感じる為、基本使用料は引下げせずに据え置きでよいと考える。</p>
委員	<p>基本使用料を引き下げる案については、使用水量の少ない単身高齢者世帯等に配慮しているものである。約3,000世帯利用者の約1割弱の世帯の下水道使用料が減額されると考える。</p>
委員	<p>基本使用料は、下水道設備の維持管理の為に料金であると思うので、据え置きで良いと考える。それ以外の所ですこし引下げをする方が良いと考える。</p>
委員	<p>基本使用料は、固定費や需要家費などの固定的にかかる部分を賄っている為、私も引下げの必要はないと考える。</p>
事務局	<p>15円単価を上げた場合、何年くらい改定せずにいけるのか。</p> <p>前回もご説明した通り、3～5年に1度の使用料見直しが必要と言われている。</p> <p>下水道使用料は平成22年度以降改定を行っておらず、現在基準外繰り入れで約1億8,000万円を一般会計に負担してもらっている。下水道事業の健全な経営、一般会計の負担軽減のためにもその都度見直しは必要である。</p>
委員 会長	<p>承知した。</p> <p>先程、複数の委員から、基本使用料については据え置きで良いのではという意見があったが、事務局の意見を伺いた</p>

事務局	<p>い。</p> <p>基本使用料を据え置きとなる場合には、8 m³～30 m³の超過料金の単価を15円程度引き上げることで、1000 m³以上の超過料金の値上げ幅を多少圧縮することが可能であると考ええる。</p>
委員	<p>使用水量の多いところは、元々の単価設定が高い為、少しゆるやかな値上げ幅にして、その分を使用水量の件数が多いところに1円～2円程度乗せていくこともできるのではと思う。</p>
会長	<p>委員の意見をまとめると、基本使用料は据え置き、資料5に絞って検討し、超過料金の使用水量の多い部分の値上げ幅圧縮、使用水量の件数の多い部分を1～2円程度上乗せして値上げするということになるが異議はあるか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>先程のまとめを踏まえて事務局にてシミュレーションの資料作成をお願いしたい。</p>
事務局	<p>承知した。</p> <p>確認したい事項がある。</p>
委員	<p>一般会計繰入金の基準外繰り入れが現在1億8,000万円ある。その金額のうち約1億円程度を使用料で賄う為には、約15円程度の単価改定が必要で為、今回そのように資料をお示ししている。その値上げ幅については宜しいか。</p>
事務局	<p>異議なし。</p> <p>この改定単価を前提に、基本使用料を据え置き、従量制の超過料金部分の単価調整を行うこととなる。</p>
委員	<p>他市町村も今後は改定をしていく傾向にあるのか。</p>
事務局	<p>令和元年度中に県の維持管理負担金が3円程度値上げする予定であるので、おそらく他市町村において使用料改定が行われると考える。無論それぞれ改定単価に差が出ると考える。</p>
委員	<p>下水道使用料の全国平均は約3,000円。今回改定を行っても沖縄は約半分の料金である。</p>
委員	<p>他市町村との比較に用いられる20 m³というのは何か意味があるのか。</p>
事務局	<p>総務省において、20 m³で3,000円使用料を目安として設</p>

委員 会長	定している為この比較の仕方となっている。 承知した。 質疑も尽きたようなので、今回の審議内容について確認する。
委員 会長 委員 事務局	基本料金は据え置き、資料5を基準に単価改定の調整を行う。調整内容は、30 m ³ 以下については1～2円程度料金を上乗せし、その分1000 m ³ 以上については値上げ幅を圧縮するということが宜しいか。 異議なし。 本日の会議はこの程度に留め、次回に再度審議したい。 異議なし。 異議がないのでそのように決定する。
事務局	次に、事務局より、次回の日程について報告を願いたい。 次回の日程は9月7日（土）13時または13時半開催したい。また、台風の多い時期でもある為、9月14日（土）を予備日としたいが宜しいか。
委員 事務局 会長	異議なし では、次回の開催は9月7日（土）と決定する。 また、事務局のスケジュールの都合上、次回で採決を行い審議終了としたいが異議はあるか。
委員 会長	異議なし。 異議がないようなのでそのように決定する。 これにて第3回宜野湾市上下水道料金等審議会を閉会する。

割り返し単価を15円増額

資料2-1

改定条件

- ・ 第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・ 平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を設定した。
- ・ 使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・ 大口需要者は元々の単価設定が高価のため増額幅を低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 696,380,000円 ÷ 8,511,322m³ = 82円（税抜） ← 97円（税抜）に変更

【税抜単価】

【1カ月当り（税抜）】

	水量（1か月）	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料 金（ 1 m ³ に つ き ）	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70円	83円	13円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80円	93円	13円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92円	105円	13円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102円	114円	12円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112円	121円	9円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135円	140円	5円
	1000立方メートル以上	300件	140円	145円	5円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,496円	156円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,828円	208円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,326円	286円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,664円	1,220円
スーパー	397m ³	39,504円	43,973円	4,469円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	104,456円	7,111円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	861,586円	33,246円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,651,981円	60,501円

割り返し単価を15円増額

資料2-2

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・これまで安価に単価設定されていた小口需要者の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 696,380,000円 ÷ 8,511,322m³ = 82円（税抜） ← 97円（税抜）に変更

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料金（1m ³ につき）	8立方メートルを超え30立方メートルまで	58,247件	70円	85円	15円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	39,422件	80円	95円	15円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	26,316件	92円	102円	10円
	100立方メートルを超え300立方メートルまで	8,757件	102円	112円	10円
	300立方メートルを超え500立方メートルまで	1,973件	112円	120円	8円
	500立方メートルを超え1000立方メートルまで	871件	135円	140円	5円
	1000立方メートル以上	300件	140円	145円	5円

【1カ月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,520円	180円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,860円	240円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,370円	330円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,594円	1,150円
スーパー	397m ³	39,504円	43,410円	3,906円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	103,790円	6,445円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	860,920円	32,580円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,651,315円	59,835円

割り返し単価を15円増額

資料2-3

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「**基本料金を現状水量・単価とする。**」「**割り返し単価15円とする。**」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、 m^3 毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-2よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-2より低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 $696,380,000円 \div 8,511,322m^3 = 82円$ (税抜) ← $97円$ (税抜) に変更

【税抜単価】

【1カ月当り (税抜)】

	水量 (1 か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500 円	0円
超過料 金 (1 m^3 に つ き)	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	107 円	15円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	110 円	8円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	115 円	3円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	138 円	3円
	1000立方メートル以上	300件	140 円	143 円	3円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m^3	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭 4 名家族	24 m^3	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭 5 名家族	30 m^3	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m^3	8,444 円	9,840 円	1,396 円
スーパー	397 m^3	39,504 円	42,775 円	3,271 円
大型遊戯施設	843 m^3	97,345 円	101,954 円	4,609 円
1000 m^3 以上事業所 (食品加工)	6070 m^3	828,340 円	848,630 円	20,290 円
1000 m^3 以上事業所 (宿泊業)	11521 m^3	1,591,480 円	1,628,123 円	36,643 円

割り返し単価を15円増額

資料2-4

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者（300m³以上）の階層においてこれまでの単価とすることができる。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 696,380,000円 ÷ 8,511,322m³ = 82円（税抜） ← 97円（税抜）に変更

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料金（1m ³ につき）	8立方メートルを超え30立方メートルまで	58,247件	70円	85円	15円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	39,422件	80円	95円	15円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	26,316件	92円	107円	15円
	100立方メートルを超え300立方メートルまで	8,757件	102円	116円	14円
	300立方メートルを超え500立方メートルまで	1,973件	112円	112円	0円
	500立方メートルを超え1000立方メートルまで	871件	135円	135円	0円
	1000立方メートル以上	300件	140円	140円	0円

【1カ月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,520円	180円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,860円	240円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,370円	330円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,852円	1,408円
スーパー	397m ³	39,504円	43,684円	4,180円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	101,525円	4,180円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	832,520円	4,180円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,595,660円	4,180円

割り返し単価を15円増額

資料2-5

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「**基本料金を現状水量・単価とする。**」「**割り返し単価15円とする。**」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、 m^3 毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-3より低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 $696,380,000\text{円} \div 8,511,322\text{m}^3 = 82\text{円}$ (税抜) ← 97円 (税抜) に変更

【税抜単価】

	水量 (1 か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500 円	0円
超過料 金 (1 m^3 に つ き)	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	113 円	11円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	114 円	2円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	137 円	2円
	1000立方メートル以上	300件	140 円	142 円	2円

【1カ月当り (税抜)】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m^3	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭 4 名家族	24 m^3	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭 5 名家族	30 m^3	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m^3	8,444 円	9,746 円	1,302 円
スーパー	397 m^3	39,504 円	43,178 円	3,674 円
大型遊戯施設	843 m^3	97,345 円	101,911 円	4,566 円
1000 m^3 以上事業所 (食品加工)	6070 m^3	828,340 円	843,360 円	15,020 円
1000 m^3 以上事業所 (宿泊業)	11521 m^3	1,591,480 円	1,617,402 円	25,922 円

割り返し単価を15円増額

資料2-6

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 696,380,000円 ÷ 8,511,322m³ = 82円（税抜） ← 97円（税抜）に変更

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料 金 （ 1 m ³ に つ き ）	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70円	85円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80円	95円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92円	106円	14円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102円	114円	12円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112円	113円	1円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135円	136円	1円
	1000立方メートル以上	300件	140円	141円	1円

【1カ月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,520円	180円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,860円	240円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,370円	330円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,798円	1,354円
スーパー	397m ³	39,504円	43,331円	3,827円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	101,618円	4,273円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	837,840円	9,500円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,606,431円	14,951円

割り返し単価を15円増額

資料2-7

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「**基本料金を現状水量・単価とする。**」「**割り返し単価15円とする。**」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、 m^3 毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 $696,380,000\text{円} \div 8,511,322\text{m}^3 = 82\text{円}$ (税抜) ← 97円 (税抜) に変更

【税抜単価】

	水量 (1 か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500 円	0円
超過料 金 (1 m^3 に つ き)	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	115 円	13円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	115 円	3円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	137 円	2円
	1000立方メートル以上	300件	140 円	141 円	1円

【1カ月当り (税抜)】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m^3	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭 4 名家族	24 m^3	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭 5 名家族	30 m^3	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m^3	8,444 円	9,750 円	1,306 円
スーパー	397 m^3	39,504 円	43,675 円	4,171 円
大型遊戯施設	843 m^3	97,345 円	102,511 円	5,166 円
1000 m^3 以上事業所 (食品加工)	6070 m^3	828,340 円	838,890 円	10,550 円
1000 m^3 以上事業所 (宿泊業)	11521 m^3	1,591,480 円	1,607,481 円	16,001 円

割り返し単価を15円増額

資料2-8

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「**基本料金を現状水量・単価とする。**」「**割り返し単価15円とする。**」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価 = 総使用料 ÷ 総汚水量 = 割り返し単価 696,380,000円 ÷ 8,511,322m³ = 82円（税抜） ← 97円（税抜）に変更

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料金 （1m ³ につき）	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70円	85円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80円	95円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92円	105円	13円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102円	115円	13円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112円	120円	8円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135円	137円	2円
	1000立方メートル以上	300件	140円	141円	1円

【1カ月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,520円	180円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,860円	240円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,370円	330円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,750円	1,306円
スーパー	397m ³	39,504円	44,160円	4,656円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	103,511円	6,166円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	839,890円	11,550円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,608,481円	17,001円

第2回上下水道料金等審議会資料

資料4-1

※第2回審議会配布資料

令和元年度 予算ベース	総汚水量	総使用量	単価 (総使用料÷総汚水量)	一般会計 雨水負担金	一般会計 基準内繰入金 (A)	一般会計 基準外繰入金 (B)	繰入金合計 (A)+(B)
		8,511,322m ³	696,380千円	82円	15,704千円	363,349千円	180,021千円

							(税抜)
	条件	現行単価	加算額	加算後単価	使用料増額分 (C)	県維持管理負担 金単価増額分 (D)	財政効果額 (C)-(D)
①	独立採算で運営する場合	82円	68円	150円	578,770千円	25,534千円	550,683千円
②	1m ³ あたり10円増額	82円	10円	92円	85,113千円	25,534千円	57,026千円
③	1m ³ あたり13円増額	82円	13円	95円	110,647千円	25,534千円	82,560千円
④	1m ³ あたり15円増額	82円	15円	97円	127,670千円	25,534千円	99,583千円
⑤	1m ³ あたり20円増額	82円	20円	102円	170,226千円	25,534千円	142,139千円

※第2回審議会配布資料

本市下水道使用料(抜粋)

基 本		超過使用料(1m ³ につき)	
水 量	料 金		
8m ³	500円	9m ³ ~30m ³	70円

○モデルケース(4人家族、汚水量200ℓ/人/日)で試算

(税抜)

	条 件	汚水量/月	現行単価	現行月額	加算額	加算後単価	加算後月額	増額分	
								1ヶ月	2ヶ月
①	独立採算で運営する場合	24m ³	70円	1,620円	68円	138円	2,708円	1,088円	2,176円
②	1m ³ あたり10円増額	24m ³	70円	1,620円	10円	80円	1,780円	160円	320円
③	1m ³ あたり13円増額	24m ³	70円	1,620円	13円	83円	1,828円	208円	416円
④	1m ³ あたり15円増額	24m ³	70円	1,620円	15円	85円	1,860円	240円	480円
⑤	1m ³ あたり20円増額	24m ³	70円	1,620円	20円	90円	1,940円	320円	640円

【計算方法】

- ・現行月額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×70円=1,120円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,120円=1,620円
- ・13円増額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×83円=1,328円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,328円=1,828円